

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和7年9月4日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(株) 松建	三重県度会郡南伊勢町	R6. 9. 24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	架設通路で、踏棧等の滑り止め措置を設けることなく労働者に作業を行わせたもの。	R6. 9. 24送検
(株) 東照物流倉庫	三重県鈴鹿市桜島町	R6. 11. 8	最低賃金法第4条	労働者1名に対する1か月分の定期賃金合計約30万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6. 11. 8送検
(有) 丸昌組	三重県亀山市川合町	R6. 11. 11	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの。	R6. 11. 11送検
(有) 中川製函	三重県津市藤方	R7. 1. 15	労働基準法第26条	労働者2名に対する2か月分の休業手当合計約14万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R7. 1. 15送検
(株) みなみ製麺	三重県伊勢市村松町	R7. 3. 10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業4日以上を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの。	R7. 3. 10送検
チヨダウーテ (株)	三重県三重郡川越町	R7. 7. 1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	労働者に物体の落下による危険を防止するための措置を講じず、堆積物の撤去作業を行わせたもの。	R7. 7. 1送検
(株) ハヤミ重機	三重県尾鷲市	R7. 8. 8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.6mの作業床で、囲い等の墜落防止措置を講ずることなく、労働者に作業を行わせたもの。	R7. 8. 8送検
(有) 平尾製陶	三重県四日市市	R7. 8. 19	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの。	R7. 8. 19送検
(株) 大紀アルミニウム工業所	大阪府大阪市西区	R7. 8. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条	爆発又は火災のおそれがある場所において、その防止措置を講じず、粉じんの清掃作業を行わせたもの。	R7. 8. 20送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
佳建設（有）	愛知県豊橋市大岩町	R7.8.20	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の3	仕事の工程に関する計画及び当該作業場所における主要な機械、設備等に関する計画を作成しなかったもの。	R7.8.20送検
（株）トートク工業	愛知県豊川市伊奈町	R7.8.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条	爆発又は火災のおそれがある場所において、その防止措置を講ずることなく、ガス溶断器具を使用したもの。	R7.8.20送検